

令和 2 年度第 1 4 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 2 年 1 0 月 2 8 日

担当部・課：復興政策部地域協働課〔内線 4 2 3 9〕

① 件 名	
町の区域を変更することについて（下釜南部地区）	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】</p> <p>石巻市下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業により、区域内の道路が新たに整備されたことから、道路の形状に合わせ、町界の変更及び住居表示の変更が必要となった。</p> <p>【目的】</p> <p>土地区画整理事業により整備された土地の形状に合わせた町の区域に変更するとともに、街区符号の付け直しを行うことにより、分かりやすい住所に変更し、住民の利便性の向上を図るもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】</p> <p>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 住居表示に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号） 石巻市住居表示に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 9 0 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画との位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>石巻市震災復興基本計画 第 3 章 施策の展開 施策大綱 1 みんなで築く災害に強いまちづくり 第 3 節 減災まちづくりの推進 （1）都市基盤の復旧・復興</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成 2 5 年 9 月 2 0 日	区画整理事業計画の決定 事業施行開始
令和 2 年 6 月 9 日	第 1 回下釜南部地区住居表示変更検討会を開催し、スケジュール・町の区割りと町名について説明
6 月 2 9 日	第 2 回下釜南部地区住居表示変更検討会を開催し、町の区割りと町名について検討
7 月 6 日 ～7 月 1 7 日	地権者等を対象に、検討会から提案のあった町の区割りと町名について意見聴取した結果、特に異論がなかった。
7 月 2 7 日	地権者等を対象とした意見聴取結果について、下釜南部地区住居表示変更検討会参加者に対し、報告を行い、提案のあった区割り・町名案を最終案として、議会に提案することになった。
8 月 3 日	地権者等に対し、町の区割り・町名の最終案として決定したことを報告した。

⑤ 主な内容

下釜南部地区土地区画整理事業に伴い区域内の道路の位置や形状が変わったことにより、下記のとおり町の区域を変更する。

なお、この地区は住居表示実施区域であることから、街区符号及び住居番号についても付け直しを行う。

区域を変更する町名	左の区域に編入される区域
	町・字名
双葉町	南光町二丁目、大街道東二丁目の各一部
大街道東二丁目	南光町二丁目、大街道東三丁目の各一部
大街道東三丁目	南光町二丁目、三河町の各一部
大街道南三丁目	三河町、大街道東三丁目、大街道南四丁目の各一部
大街道南四丁目	三河町、大街道南三丁目の各一部
築山三丁目	三河町、大街道南四丁目の各一部
築山四丁目	三河町、築山三丁目、三ツ股三丁目の各一部
三ツ股三丁目	中島町、三河町、築山四丁目、三ツ股四丁目の各一部
三ツ股四丁目	中島町、三ツ股三丁目の各一部
中浦二丁目	中島町、三ツ股三丁目、三ツ股四丁目の各一部

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

土地区画整理事業により整備した区画に合わせた、分かりやすい住所に変更することにより、住民の利便性の向上につながる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和 2年12月 市議会第4回定例会に、町の区域の変更について議案を提出
 令和 3年 1月 新しい街区符号及び住居番号の告示
 8月 住民への説明
 10月 新住所の施行（区画整理換地処分と同日とする。）

⑨ その他

区画整理事業の換地処分の公告の翌日から新住所に変更となる。